

監査報告書

平成22年6月1日

国立大学法人 北見工業大学

学長 鮎田 耕一 殿

国立大学法人 北見工業大学

監事 前 晋爾

監事 高松 謹也

私ども監事は、国立大学法人法 第11条第4項および国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定にもとづき、国立大学法人北見工業大学の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第6期事業年度の業務および財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類(案)、キャッシュフロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書 およびこれらの附属明細書）、事業報告書および決算報告書について監査を行った結果、本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監事は、国立大学法人北見工業大学監事監査規程等諸規程 および当期監査計画にもとづき、役員会、経営協議会、教育研究評議会等重要な会議に出席するほか、役員(監事を除く。以下同じ)等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類、契約書類を閲覧し法人の業務および財産の状況について調査いたしました。

さらに、会計監査人である 新日本有限責任監査法人から報告、説明を受け、財務諸表、事業報告書および決算報告書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 新日本有限責任監査法人の財務諸表ならびに決算報告書にかかる監査方法および監査結果は相当であると認めます。
- (2) 事業報告書は、国立大学法人北見工業大学の業務運営の状況を適正に示しているものと認めます。
- (3) 役員職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは規程に違反する重要な事実は認められません。

以上